

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇米国、新マネーサプライ指標M<sub>1</sub>プラスを導入

ミラー連邦準備制度理事会議長は11月16日、上院銀行委員会における議会証言の中で、新たなマネーサプライ指標として「M<sub>1</sub>プラス」の概念を導入し、その長期目標値(78年第3四半期～79年第3四半期)を5.0～7.5%に設定する旨明らかにした。

「M<sub>1</sub>プラス」の定義は以下のとおりであるが、新指標の導入の理由につきミラー議長は「預金の自動振替制度(注1)(Automatic Transfer Payment Service)の実施に伴いM<sub>1</sub>と通貨の取引需要との間の関係が不確定であること、および金融取引における貯蓄預金勘定(savings accounts)の役割増大を考慮したもの」と説明するとともに、「過去数年間、規制の変更、銀行業務の変革等に伴い決済制度がかなり変化しており、その結果既存のマネーサプライ指標は現実にそぐわなくなっている。連邦準備制度では目下マネーサプライ指標を改訂すべく研究中であり、上記M<sub>1</sub>プラスの導入はその間の暫定的措置である」と述べている。

$$\text{M}_1\text{プラス} = \text{M}_1 + \text{商業銀行貯蓄預金} + \text{相互貯蓄銀行要求預金} + \text{NOW勘定(注2)} + \text{信用組合share drafts(注3)}$$

(注1) 本年11月1日から商業銀行、相互貯蓄銀行と個人預金者との間で貯蓄預金から要求預金への資金の自動振替契約を結ぶことが認められた(6月号「要録」参照)。

(注2) Negotiable Order of Withdrawal 勘定。振替指図書により資金移転可能な貯蓄預金(51年4月号「要録」参照)。

(注3) 利付き預金ではあるがNOW勘定同様決済手段として使用できる要求預金の性格を持つもので74年ごろに導入されたもの。

#### ◇連邦準備制度理事会、レギュレーションKを一部改正

連邦準備制度理事会は11月16日、国際銀行法(International Banking Act)の成立(10月号「要録」参照)に伴い国際金融業務に携わる法人(いわゆる Edge Act 法人(注))に対する規制を国内銀行並みとすることになったのにかんがみレギュレーションKを一部改正する旨発表した。本措置により Edge Act 法人はこれまでの国内預金に係る10%の最低準備率に代えて連邦準備制度加盟銀行と同様レギュレーションDに規定される準備率が賦課されることとなった(11月16日に始まる準備計算週から実施)。

(注) Edge Act 法人は、連邦準備法第25条(a)(別名 Edge Act)に基づき設立された連邦準備制度加盟銀行の子会社で、「国際もしくは海外銀行業務等金融業務およびその他付随業務」に従事しうることになっているが、このほか、「国際もしくは海外活動に付随する業務以外の業務を米国内で営んでいない会社」に対して一定限度まで投資することも認められている。

#### ◇米国銀行監督機関、米銀の海外貸出に伴うカントリー・リスクの評価手続きを統一化

連邦準備制度、連邦預金保険公社および通貨監督官当局の3つの連邦銀行監督機関は11月8日、米銀の海外貸出(公的・民間部門を問わず)に伴うカントリー・リスクを評価するにあたっての銀行検査手続きを統一化する旨発表した。統一検査手続きの概要は次のとおり。

(1) 銀行検査官は国際与信に伴う各種のリスクの評価とは別に「カントリー・リスク(注)」についてもこれを評価する。そして検査報告の中でもカントリー・リスクについて特別に1項目を設ける。

(注) 「カントリー・リスク」とは、ある国の借入人がその国の経済的、政治的ないし社会的事情によって海外の貸手に対し適時、適切な方法で元本・利息の返済ができなくなる可能性をいう。

(2) カントリー・リスクに関する検査報告の内容は次のとおり。

イ. 国際与信の集中度(concentrations)に関するリストの作成

(1) 検査官は検査対象銀行の個々の国に対する与信総額とリスクの度合、当該銀行の自己資本(capital fund)を比較、与信額が過大であると判断した場合、これをすべて国別にリストアップする。

(2) 上記によりリストアップされた個々の国に対する与信については、与信形態別、借り手別および満期構成別にそれぞれ分類する。

ロ. 国際与信の集中度に対するコメント

上記イ. によりリストアップされた国際与信の集中が元利金返済負担の大きい国ないし国際収支困難に陥っている(またはその可能性のある)国で発生している場合は、これに対しコメントする。

ハ. 国際与信の判定

特定国すでに債務の返済遅延が生じているか、近い将来に生ずるおそれがある場合、当該国に対する国際与信総額について、「標準以下」(substandard)、「回収疑問」(doubtful)、「損失」(loss)の3段階で査定する。

ニ. 与信の審査・管理能力に対する評価

検査対象銀行の国際与信を monitor し control する内部の手続、特定国に対する与信限度の設定体

制、カントリー・リスクの分析・測定方法など、当該銀行の与信審査、管理能力を評価する。

なお、3監督機関は上記検査手続きの統一化発表と同時に、今後新たに「国際与信監督のための共同委員会」("Interagency Country Exposure Review Committee")を創設することを明らかにした。

本委員会は3監督機関の経験ある検査官を中心に9名で構成され、主として国際与信の集中度を判定する場合の基準検査体制等を監督する機能を持つ予定。

#### ◇米国、「金融機関監督および預金利規制に関する法律」成立

カーター大統領は11月10日、「金融機関監督および預金利規制に関する法律」(The Financial Institutions Regulatory and Interest Rate Control Act of 1978)に署名した。本法律は連邦金融機関監督当局(注)の権限拡大、預金利規制の期間延長、輸出入銀行法の改正等金融関係を中心とした21の法律で構成されているが、その主な内容は以下のとおり。

(注) 具体的には、連邦準備制度、連邦預金保険公社、通貨監督官当局(以上銀行監督機関)、連邦住宅貸付銀行、連邦貯蓄貸付保険公社(以上貯蓄貸付組合監督機関)、連邦信用組合機構(信用組合監督機関)等。

#### 1. 連邦金融機関監督当局の権限強化

(1) 連邦金融機関監督当局は、各々その管轄下にある金融機関またはその職員が当該金融機関の経営の安全性・健全性を脅かすような行為をしたと認めた場合、当該行為の停止命令(cease and desist orders)を発することができる(連邦預金保険法<Federal Deposit Insurance Act>等の改正)。

(2) 連邦準備制度理事会は、銀行持株会社の非銀行子会社が銀行子会社の経営の安全性・健全性を脅かすような活動をした場合、当該銀行持株会社に対し非銀行子会社の経営権を売却・譲渡するよう命令することができる(銀行持株会社法<Bank Holding Company Act>の改正)。

(3) 連邦金融機関監督当局は、各金融機関の準拠法に抵触するような行為をした金融機関またはその職員に対して1日当り1,000ドルを限度として罰金を課すことができる(連邦準備法<Federal Reserve Act>等の改正)。

(4) 連邦準備制度理事会は、連邦準備法第19条「銀行準備金」の規定に抵触した加盟銀行またはその職員に対して1日当り100ドルを限度として罰金を課すことができる(連邦準備法の改正)。

(5) 個人が連邦預金保険公社(FDIC)加盟銀行を買収し

ようとするときは、それぞれ連邦監督当局へ事前に通告(60日以前)しなければならない。また通告を受けた監督当局は当該買収行為が銀行経営上不適当とみなされるときは、「不承認」の通達を出すことができる(銀行監督法<Bank Control Act>の改正)。

- (6) 連邦預金保険公社(FDIC)に対し、管轄下にある連邦準備制度非加盟州法銀行の海外支店設立を許可する権限を賦与する(連邦預金保険法の改正)。
- (7) 連邦金融機関監督当局の長(注)で構成される「連邦金融機関検査審議会」を設置し、各監督当局の検査基準、報告書様式等の統一化を検討する(連邦金融機関検査審議会法<Federal Financial Institution Examination Council Act of 1978>制定)。

(注) 具体的には、連邦準備制度理事会理事、連邦預金保険公社理事会議長、通貨監督官、連邦住宅貸付銀行理事会議長および連邦信用組合機構(National Credit Union Administration)委員長。

#### 2. 預金利規制法の期間延長等

- (1) 本年12月15日に期限切れとなる預金利規制法(52年12月号「要録」参照)を1980年12月15日まで延長する。
- (2) 当座預金への自動振替契約が締結される貯蓄預金勘定に対する預金利の最高限度は、商業銀行と貯蓄金融機関との間に差異を設けてはならない。

#### 3. 金融機関の業務に関する規制等

##### (1) NOW勘定開設許可地域の拡大

従来東部6州の金融機関のみに認められていたNOW勘定の開設をニューヨーク州の金融機関にも認める。

- (2) 銀行の役員あるいは大口株主(議決権付株式を10%以上保有する者)等との取引の制限(連邦準備法等の改正)

イ. 連邦預金保険制度加盟州法銀行の自行役員・大口株主等に対する信用供与総額は当該銀行の自己資本(資本金+剰余金)の10%以内とし、かつその条件は他の顧客よりも有利な(preferential basis)ものとなつてはならない。

ロ. 自行役員等に対して25,000ドルを超える信用供与を行う場合には事前に取締役会の許可を要する。

ハ. 自行の役員等に対する当座貸越し(overdraft)サービスの供与は禁止する。

- (3) コルレス先銀行の役員等に対する貸出の制限(銀行持株会社法の改正)

イ. コルレス先銀行の役員あるいは大口株主等に対して他の顧客に対するよりも有利な条件で信用供与を行つてはならない。

口. 他の銀行の役員等に優遇的な信用供与を行っている銀行は、当該銀行との間でコルレス契約を結ぶことができない。

#### 4. 米国輸出入銀行法の改正

- (1) 1978年12月31日に期限切れとなる米国輸出入銀行法を1983年9月30日まで延長する。
- (2) 与信限度わくを現行250億ドルから400億ドルに、保証限度わくを現行200億ドルから250億ドルにそれぞれ引上げる。
- (3) 議会の審査を必要とする融資額の最低限度を現行の60百万ドルから100百万ドルに引上げる。

#### 5. 信用組合に対する資金援助機構の設立(連邦信用組合法の改正)

連邦信用組合機構の中に「連邦信用組合機関短期資金貸制度」(National Credit Union Administration Central Liquidity Facility)を設立し、同制度加盟信用組合に対する短期的、季節的な資金の融通を行う。

#### ◇米国、完全雇用法成立

カーター大統領は10月27日、「完全雇用と均衡成長法」(Full Employment and Balanced Growth Act of 1978 <略称ハンフリー・ホーキンズ法>)に署名した。本法律は失業率と物価上昇率に関し具体的な中期目標値を掲げ、当局に対しその達成(両者の間では完全雇用の達成を優先)を求めていたが、そのための具体的な政策プログラムは全く提示されていない点が特徴的である。

本法律の概要は次のとおり。

- (1) 大統領は向う5年間に失業率を20歳以上の成人の場合3%、16歳以上の若年層を含めた場合には4%まで引下げることを目標とする。
- (2) また物価上昇率についても向う5年間で3%とし、さらに88年までに零とするよう要請する。ただしインフレ抑制措置によって失業率目標の達成を阻害するものであってはならない。
- (3) 雇用機会の創出にあたっては民間部門が主たる役割を果し、政府の雇用対策は最後のより所(a last-resort)とする。
- (4) 大統領は議会に提出する年次経済報告の中に当該年(短期目標)および向う3年間(中期目標)における失業・生産・実質所得・生産性および物価についての具体的な目標値(numerical goal)を盛込むこととする。
- (5) 本法律施行後2年目以降、大統領は失業および物価目標の達成計画の修正を提案できる。
- (6) 連邦準備制度は年2回、金融政策と本法に規定する目標との間の関係および翌年の経済見通し(ただし各

年の2回目の報告の場合に限る)について報告することとする。

#### ◇米国、「78年歳入法」等成立

1. カーター大統領は11月6日、「1978年歳入法(Revenue Act of 1978)」に署名した。本法律は同大統領が本年1月議会に提出した減税案(規模245億ドル、実施時期78年10月1日<2月号「要録」参照>)を議会審議の過程で規模の圧縮(注)、内容の修正が行われたもので、ネット減税規模は79暦年中で187億ドル(うち個人127億ドル、企業37億ドル、その他22億ドル)と見込まれている(いずれも恒久措置。実施時期は原則として79年1月1日)。

(注) カーター大統領は5月12日、インフレ抑制の観点から減税計画につき規模の縮小(200億ドル)および実施時期の延期(79年1月)を提案した経緯がある。

本歳入法の概要は次のとおり。

- (1) 減税措置(79暦年の減税総額214億ドル)
  1. 個人所得税減税
    - (i) 個人所得税率区分の修正
 

個人所得税率の区分を現行の25段階から15段階(独身者は16段階)に組替える(累進度は維持して中・高所得者層に有利になるよう改められた。なお税率は現行と同様14~70%)。
    - (ii) 概算控除(standard deduction)の引上げ
 

個人納税者の概算控除を独身者については現行の2,200ドルから2,300ドルに、また夫婦については同3,200ドルから3,400ドルにそれぞれ引上げる。
    - (iii) 人的控除(personal exemption)の修正
 

現行の基礎控除(1人当たり750ドル)と税額控除(1人当たり35ドルまたは課税対象所得<ただし最高9,000ドルまで>の2%相当額の高い方)の2本建方式を1人当たり1,000ドルの基礎控除方式に一本化する。
    - (iv) 低所得者層に対する税額控除(earned-income credit)措置の恒久化等
 

75年減税法によって導入された低所得者層に対する税額控除措置(課税所得4,000ドル以下の世帯に対し、その10%を納税額から控除<ただし4,000ドルを超える場合は段階的に控除額を減額>、適用期限78年末)を恒久化するとともに、適用対象世帯を課税所得5,000ドル以下(ただし6,000ドルを超える者は控除額を減額)まで拡大する。
  2. 法人所得税減税
    - (i) 法人税率の引下げ

法人所得税率のうち、①課税対象所得額が25千ドル以下の企業に係る税率を現行の20%から17%に、②同25千ドル超50千ドル以下の企業に対しては現行22%から20%に引下げる。また③課税対象所得額が50千ドル超の企業に係る税率については現行の一律48%を改めて3区分し、50千ドル超75千ドル以下は30%、75千ドル超100千ドル以下は40%、100千ドル超は46%とする。

#### (d) 投資税額控除(investment tax credit)の拡充

- ① 現行10%の投資税額控除措置を恒久化する(現行では81年以降控除率が7%に引下げられることとなっていた)。
- ② 現行の控除額限度は④納付すべき税額(tax liability)が25千ドルまでは全額、⑤それを超える場合は超過額の50%までとなっているが、今後④については段階的に引上げ、82年には超過額の90%まで税額控除が認められる。
- ③ 本措置の適用対象範囲を現行の機械・設備のみならず、工場・建物にまで拡大する。

#### (e) 公害防止設備の投資税額控除率を一本化

公害防止設備の投資税額控除率を一律10%とする(現行では企業が5年超にわたり償却を希望する場合に限り10%の控除率が認められ、5年以内の償却を希望する場合には5%とされていた)。

### ハ. その他の減税措置

#### (f) 資本利得税率(capital gains tax rate)の引下げ

1年以上保有していた株式、不動産(real estate)等の資本資産(capital assets)の売却によって得た資本利得(capital gains)に対する課税率を①法人の場合(ただし分離課税)現行の30%から28%に、②個人の場合は現行の7~49%から5.6~28%(注)にそれぞれ引下げる。

#### (g) 持ち家売却所得に対する課税免除の拡大

55歳以上の人人が持ち家の売却によって10万ドル以下の所得を得た場合は課税の対象外とする(現行では65歳以上、35千ドル以下の場合のみ課税免除される)。

(注) 個人の場合、資本利得に対する課税は一種の総合課税方式をとっている。すなわち、課税額は多くの場合、資本利得の40%を資金等の課税対象所得と合算し、これに通常の所得税率を乗じて算出されるため、税率も一律ではなく、各人の所得に応じて変動する。

#### (h) 税制改革(同増税額27億ドル)

##### イ. 個人所得税に係る改正

現在課税対象所得からの控除が認められている州および地方税のうち、ガソリン税については事業上の経

費と認められない限り控除対象から除外する。

##### ロ. 法人所得税に係る改正

企業交際費の経費としての認定を厳格化(ヨット、狩獵小屋、プール、テニスコート等の施設の経費は直接事業に関連するものでない限り課税対象とする)。

### ◆米国、国家エネルギー法の成立

1. カーター大統領は11月9日、①エネルギー税法(Energy Tax Act of 1978)、②天然ガス政策法(Natural Gas Policy Act of 1978)、③発電所、工業用燃料使用法(Powerplant and Industrial Fuel Use Act of 1978)、④電力料金規制政策法(Public Utility Regulatory Policies Act of 1978)、⑤エネルギー節約政策法(National Energy Conservation Policy Act of 1978)の5つからなる「国家エネルギー法(The National Energy Act)」に署名した。本法は昨年4月、同大統領がエネルギー消費の節約を図り、もって石油輸入を抑制することを目的に提案(52年5月号「要録」参照)、爾来1年半に及ぶ議会審議の過程で大幅な修正が加えられた末ようやく成立するに至ったものである(この間原案に盛り込まれていた原油平衡税、ガソリン消費税、石油・天然ガス消費税の実施は見送られている)。

2. 本エネルギー法の骨子は次のとおり。

#### (1) エネルギー消費節約のための税制改正

##### ① ガソリン浪費税(gas guzzler tax)の新設

80年型以降の型式をもつ自動車(ただし、重量6千ポンド以下、輸入車を含む)で一定の燃費効率を満たさないものに対し、未達の程度に応じ累進的に課税。また基準となる燃費効率、課税額は80年型車以降段階的に引上げ(注)(燃費効率、1ガロン当り走行距離、80年型車15マイル→86年型車22.5マイル、課税額、80年型車200~550ドル→86年型車500~3,850ドル)。

(注) 米国では現在「エネルギー政策・節約法」(75年12月成立)に基づき、自動車に対する燃費効率規則(78年型車以降対象)が実施されている。これは各メーカーの生産する自動車の総平均燃費効率が一定基準(1ガロン当り走行距離、78年型車18マイル→85年型車以降27.5マイル)を満たすよう義務づけているもの(これが遵守できない場合、基準値を0.1マイル下回るごとに1台当たり5ドル<ただし、後述のように今回最高10ドルに引上げ>の罰金が課される)。

#### (2) エネルギー節約投資に対する税額控除(tax credit)(住宅)

イ. 家屋の断熱化等住宅にエネルギー節約設備を設置した場合(対象期間77年4月20日~85年末)、その支出額につき2,000ドルまでの範囲内で15%相当額(最高300ドル)を所得税から控除する。

ロ. また、太陽熱・地熱・風力等の天然エネルギー利用機器を購入した場合(対象期間77年4月20日～85年末)、その支出額について2,000ドルまでは30%相当額、次の8,000ドルまでは20%相当額を所得税から控除する(最高2,200ドル)。

#### (企業)

企業のエネルギー節約投資あるいは石油・天然ガスから石炭へのエネルギー源転換投資については、その投資額(対象期間、78年10月1日～82年末)の10%相当額を税額控除する(注)。

(注) 現在すでに企業の設備投資についてはその内容を問わず10%の税額控除が認められており、今次措置によりエネルギー節約投資については20%まで税額控除されることとなる。

#### (2) 天然ガスに対する価格規制方法(natural gas pricing)の改正

現在天然ガスについては、採掘された州内で販売される場合(intra-state 販売)には価格が自由化されている一方、他の州に販売される場合(inter-state 取引)には「1938年天然ガス法」に基づき価格が規制(1千立方フィート当たり1.42ドルの上限価格設定)されている。今後は州際取引のみならず州内取引についても上限価格を設定したうえで、その上限価格を物価(GNPデフレーター)にスライドさせて引上げる(注)。また、一部の天然ガス取引については85年以降かかる価格規制を廃止する(ただし価格規制の撤廃により天然ガス価格が急騰をみた場合には、大統領または議会<上下両院合同決議>は85年7月～87年6月の間に18か月を限度として価格規制を復活することができる)。

(注) 価格引上げの方式は天然ガスの採掘条件等により十余種類に細分化されている。ちなみに新規開発天然ガスについては、77年4月の基準時と81年4月まではGNPデフレーター上昇率(年率)+3.75%、それ以後84年末まではGNPデフレーター+4.2%で引上げることとされている。

#### (3) 石炭への転換(coal conversion)促進

イ. 77年4月20日以降に新設された火力発電所、産業用ボイラーについては石炭の利用促進の見地から石油・天然ガスの利用を禁止する。

ロ. 既設の火力発電所については、(a)89年までの間、天然ガスの年間使用量が74～76年の年平均使用量を超えないこととし、(b)90年1月以降は天然ガス利用を禁止する(なお、必要な際にはエネルギー省長官は石油利用中止命令を出すことができる)。

ハ. 一方、既設の産業用ボイラーについては、石炭利用能力を有している場合に限りエネルギー省長官は必要に応じて石油・天然ガス利用中止命令を出すことができる。

ニ. ただし、物理的・経済的・技術的に石炭転換が困難である場合等には、上記規定は適用されない。

#### (4) 電力料金体系の改訂/utility rate reform

イ. 各州の電力会社監督機関に対し、向う2年以内に現行の電力料金体系の見直しを行い、電力供給コストを正しく反映するような電力料金体系に改める(例えばコストを正しく反映していないような大口利用割引の廃止、時間帯別・季節別料金制の導入等)べく検討するよう要請する。

ロ. 当該監督機関がコストを正しく反映するような電力料金体系に改めない場合、エネルギー省は裁判所に提訴することができる。

#### (5) エネルギー消費節約(energy conservation)の促進措置

イ. 1980年代半までに冷蔵庫、TV等13種類の家電製品について、エネルギー効率基準を設定、メーカーに遵守を義務づける。

ロ. 学校・病院のエネルギー節約投資に対し78～80年度中総額9億ドルの連邦資金援助を実施する。

ハ. 上記「エネルギー政策節約法」に基づく燃費効率基準を遵守しない自動車メーカーに対する罰金(現行は上記基準を0.1マイル下回るごとに1台当たり5ドル)を最高同10ドルに増額する。

3. なお、本エネルギー法の効果について、シェリンジャー・エネルギー省長官は、「1985年の石油輸入量は1日当たり900～1,000万バレル(77年の石油輸入量は1日当たり870万バレル)と見込まれるので、本エネルギー法がなかった場合に比し同250万バレル程度削減(注)されることがある」と述べている。

(注) 昨年4月に提出された原案の段階では85年の石油輸入量を1日当たり600～700万バレルと予測し、エネルギー法がなかった場合に比し同450～550万バレル削減されると見積られていた。

#### ◇カナダ、1979年度予算案発表

カナダ政府は11月16日、1979年度(79年4月～80年3月)予算案を発表した。今次予算案には、「物価を抑制して对外競争力を強化するとともに、個人消費、設備投資を刺激し国内景気の浮揚を図る」(クレーチン蔵相)ことを目指して各種減税措置が盛込まれている。

予算案の概要は以下のとおり。

#### (1) 予算規模

予算規模は歳入381.5億ドル(78年度実績見込み比8.4%増)、歳出511.0億ドル(同8.0%増)で、収支じりは129.5億ドルの赤字と78年度(実績見込み121.0億ドルの赤字)に比べて赤字幅は若干増加すると見込まれてい

### カナダ政府の予算案

(単位・百万カナダ・ドル、カッコ内各前年度比)

	1977年度 実績	1978 年度 実績見込み	1979 年度 当初見込み
歳 入	32,846 (0.6%)	35,200 (7.2%)	38,150 (8.4%)
歳 出	42,882 (10.2%)	47,300 (10.3%)	51,100 (8.0%)
収支じり	△ 10,036	△ 12,100	△ 12,950

る。

#### (2) 主な施策

##### イ. 個人所得税減税

###### (イ) 所得プラケットの引上げ

課税所得の各プラケットの上下限引上げ率を9%とする(79年実施、前年の引上げ率7.2%)。

###### (ロ) 勤労者の経費控除(employment expense deduction)の引上げ

控除額の最高限度を現行の250ドルから500ドルに引上げる(79年以降)。

##### ロ. 企業減税

###### (イ) 設備投資税額控除率の引上げ

本制度を恒久化(現行では80年6月末で期限切れ)するとともに、控除率を直ちに5%から7%に引上げる。また開発の遅れている地域における投資については控除率を現行の7.5%(Quebec地方等)ないし10%(Atlantic Canada等)を各々10%ないし20%に引上げる。

###### (ロ) 研究開発投資促進措置

研究開発支出に係る投資税額控除率を現行の5%から10%に引上げる。また中小企業およびAtlantic諸州・Gaspé地域の企業に対しては各々25%、20%の税額控除を認める。

###### (ハ) 資源開発投資促進措置

鉱業部門の開発支出については、11月17日以降その支出額全額(現行では30%)を即刻減価償却し課税所得から控除することを認める。

##### ハ. その他の税制改正

###### (イ) 連邦売上税(sales tax)の引下げ

製造業者に係る売上税を直ちに現行の12%から9%に引下げる(ただしアルコール飲料・たばこは除外)。

###### (ロ) 一部物品税(船舶エンジン<現行10%>、民間航空機<現行10%>、オートバイ<現行5%>)の撤廃。

###### (ハ) 失業保険料率の引下げ

保険金(insurable earnings)100ドルにつき、雇用者は現行の2.10ドルから1.89ドルに、被雇用者は1.50ドルから1.35ドルにそれぞれ引下げる(79年実施)。

(3) なお上記予算案発表に際してクレーチェン蔵相は「明79年のカナダの実質GDP成長率は4~4.5%(本年約4%)、一方消費者物価上昇率は6.5%程度となろう」との見通しを明らかにしている。

### ◇ ブラジル、インフレ対策を発表

ブラジル政府は11月23日、国家通貨審議会(注)(Conselho Monetário Nacional)の決定に基づき、マネーサプライの増加抑制のため、外資流入規制の強化を柱とする概容以下のインフレ対策を発表した。

(1) 州立・民間企業の政府保証付外貨借款の償還期限をこれまでの最低5年から同8年に延長する(即日実施)。

(2) 上記措置によっても外資流入が抑制できない場合には、外貨借款の金利条件を厳しくする。

(3) 本年6月21日以降実施している対外借入資金の凍結措置(凍結期間は当初30日とされていたが、その後7月17日以降は120日に、さらに8月14日以降は150日に延長)に関しては、凍結期限到来後、直ちに当該外貨資金の自国通貨への転換を認めるのは20%相当額だけとし、同40%相当分は30日後、残り40%については60日後でないと自国通貨への転換を認めないこととする。

(4) ブラジル銀行(半官半民でブラジル最大の商業銀行)の貸出額を一時的に制限する。

(注) 國家通貨審議会とは金融政策の運営方針を決定する機関として1964年に設置されたもので、現在、大蔵大臣を議長として、主要経済閣僚、ブラジル中央銀行総裁のほか國官・民間金融機関代表ら10名の委員から構成されている。この審議会の決定に基づき、ブラジル中央銀行が実際の政策運営を遂行する。

### ◇ペルー債権国会議開催

ペルー政府および日本・米国等先進14か国代表(注)は、11月2日、3日の両日、パリにおいてペルーの対外債務返済線延べについて協議するためのいわゆるペルー債権国会議を開催した。その結果、ペルー政府は79・80両年の公的対外債務(公的当局保証分を含む)返済予定分(元本償還と利払い合計で6億ドル弱)のうち元本10%については两年中に予定どおり返済し、残り90%については返済を猶予(79年償還予定分については82年から5年間で返済、80年償還予定分については83年から4年間で返済)されることになったと伝えられる。

(注) 参加国は、日本、ベルギー、カナダ、フィンランド、フランス、西ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、英國、米国の計14か国。

## 歐　洲　諸　國

### ◆ E C、新融資制度発足

E C委員会および欧州投資銀行は11月27日、域内の設備投資を促進するための新融資制度(通称 Instrument Ortoli)の運営に関する協力協定に調印、これにより本制度は正式発足の運びとなった(概要等については1月号「要録」参照)。

本制度の発足にあたり、①とりあえず資金規模は10億UCとすること、および②本制度による融資総額が8億UCに達した時点、あるいは制度発足後2年を経過した時点で、本制度の再検討を行うこととされている。

### ◆ 西ドイツ政府・ブンデスバンク、米国ドル防衛策に対する共同コミュニケを発表

西ドイツ大蔵省およびブンデスバンクは11月1日、米国のドル防衛策(別項「要録」参照)を歓迎し、これを積極的に支持する共同声明を発表した。概要は以下のとおり。

- (1) 西ドイツ政府ならびにブンデスバンクは、本日のセンター大統領の声明を歓迎し、米国が発表した対策を支援する。本措置は、米国がインフレと戦い、ドルを強化し、為替市場を安定化する決意を示したものであり、誠に感銘深いものがある。
- (2) 西ドイツは、最近のドル相場が経済の基本的諸問題に対応する水準を超えて下落しており、為替市場の秩序回復が不可欠であるとの米国当局の見解に同意する。
- (3) 西ドイツは、米国当局の努力を支援すべく、協調的行動に全面的に参加する所存である。
- (4) ブンデスバンク理事会は、ブンデスバンクとニューヨーク連邦準備銀行とのスワップを現行の40億ドルから60億ドルに増額することを決定した。また、ブンデスバンクは米国財務省より600百万SDRを受取る用意がある。こうした措置と他国との協力によって米国、西ドイツ両通貨当局の協調的かつ断固とした市場介入が可能となろう。

### ◆ 西ドイツ、景気刺激対策を最終決定

西ドイツ連邦参議院(上院)は11月17日、税制改正法案および社会福祉関係支出増大法案を可決した。これにより本年7月閣議決定をみていた西ドイツの追加的景気刺激策は最終的に決定。その規模は当初政府案の79年122.5億マルク、80年163億マルク(明年央予定の付加価値税引上げ<12→13%>調整後、詳細8月号「要録」参照)から

79年140億マルク、80年165億マルクへ若干拡大した。なお、連邦政府では、政府原案作成後における明年的租税収入見通しの好転(約25億マルク)により、上記規模拡大に必要な財源が確保できるため、財政赤字の拡大は回避できるとしている。当初政府案に対する主な改正点は以下のとおり。

#### (1) 税制改正関係

イ. 個人所得税関係(いずれも新規措置)

- (イ) 子女特別控除の新設(80年1月以降実施)

子女が18歳に達するまで子供1人につき最高600マルク

- (ロ) なお上記(イ)の措置による市町村の税収不足を補てんするため、80年以降市町村に対する所得税の譲与割合を従来の14%から15%へ引き上げる。

#### ロ. 営業税関係(いずれも新規措置)

- (イ) 営業資本税の基礎控除額の拡大(81年1月以降実施)

60,000→120,000マルク

- (ロ) 長期債務を有する企業に対する特別控除

上記(イ)とは別に50,000マルクまで

- (ハ) なお、上記(イ)、(ロ)の措置による市町村の税収不足を補てんするため、営業税収入(市町村税)のうち、連邦、州政府に対する従来の譲与割合を80年以降削減する。

#### (2) 社会福利関係支出の増大

イ. 第3子以降に対する児童手当の増額規模の拡大

(79年1月以降実施)

1人当たり月額150→200マルク(当初政府案、150→195マルク)

- ロ. 第2子に対する児童手当額の引上げ時期の繰り上げ(増額規模は当初政府案通り、1人当たり月額80→100マルク)。

80年1月1日→79年7月1日

### ◆ 西ドイツ、連邦債の発行を決定

1. 西ドイツ連邦債シンジケート団小委員会は11月21日、(1)6%もの、および(2)6.5%もの連邦債の発行を決定した。その発行要領は以下のとおりであるが、前回発行の連邦債の発行条件(9月号「要録」参照)に比べ、6年もので応募者利回りが0.1%ポイント引下げられているのが特徴である。

2. 本決定につきブンデスバンクでは、「このところ債券相場は総じて落着き傾向にあり、発行条件も市場の実勢を十分に配慮して決定されているので、本連邦債はスムーズに消化されるものと期待している。連邦政府の資金

繰り上、急いで資金調達する必要はないが、市中流動性の高いこの時期を選んで発行することにより、順便な消化をねらったものである。これは流動性の吸収を図ろうとするブンデスバンクの政策方向とも合致するものである」(注)とコメントしている。

(注) ブンデスバンクは、最近のマネーサプライの拡大傾向をながめ、10月以降彈力的な売オペ介入や最低準備率の引上げ(11月以降実施、11月号「要録」参照)により市中流動性の吸収を図っている。

	今回発行 連邦債		前回発行 連邦債	
	(1)	(2)	(1)	(2)
発行額(注)(億マルク)	7	5	9	5
表面利率(%)	6	6.5	6.0	6.5
期間(年)	6	10	6	10
発行価格(%)	99.5	99	99	99
応募者利回り(%)	6.1	6.64	6.2	6.64
売出し期間	11月27~29日		9月4~6日	

(注) ただし、前回同様、今回発行額中各1億マルクについては、ブンデスバンクが市場価格操作のため留保することとなっている。

(3) 職業訓練所は、少なくとも3か月ごとに失業者に対し就職相談を行い、職業訓練によって就職の可能性があるかどうかを検討する。暫定的に希望以外の職種についた者については、できるだけ早い時期に転職の機会を提供する。

(4) 失業保障制度の悪用を防ぐため、失業者には定期的に失業者名簿に登録を行わせ、事情聴取を行う。

2. 今次改正案につき政府では、「失業が依然高水準(10月現在98万人)に推移し、明年にかけてもはかばかしい雇用の改善が期待し難い状況にあるが、これは、職業訓練を受けていない失業者が多いという労働力の質の問題、あるいは労働力の流動性の欠如による失業の南北格差等構造的要因による面も少なくないことにかんがみ決定したもの」と説明している。

#### ◆西ドイツ経済専門委員会、年次経済報告を発表

1. 西ドイツ政府の諮問機関である経済専門委員会(通称5賢人会、委員長 Olaf Siebert ザールブリュッケン大学教授)は11月23日、恒例の年次経済報告を発表した。概要是以下のとおり。

##### (1) 景気の現状と見通し

イ. 西ドイツの景気回復の足取りは、このところ一段と確実なものとなりつつあり、本年の実質経済成長率は3%に達しよう。

ロ. 明79年については、本年夏閣議決定をみた財政面からの景気刺激策の効果が顕現化するものと予想され、実質成長率は本年を幾分上回る3.5~4%程度となる見通しである。

これを需要項目別にみると、個人消費は物価の落着きを映じた実質可処分所得の増加、貯蓄率の低下等を背景に引き継ぎ堅調に推移し、本年並みの実質3.5%程度の伸びとなろう。一方、民間設備投資については、稼動率の上昇、企業収益および企業の売上げ見通し好転等から投資環境は漸次改善しつつあるが、明年の賃上げ交渉の帰趨等が定かでない状況のもと、目先急速な回復が見込まれるか否かは依然不確実である。また、対外面でも近隣諸国の景気回復に伴う所得効果をマルク相場上昇に伴う価格効果が打消すかたちとなって、輸出の増加はさほど期待できないとみられる。

このため、雇用面では景気回復を映じ若干の改善が見込まれるもの、労働生産性の伸びが3.5%と見込まれる状況下、失業問題を解決するには程遠い。

この間、物価は明年央に予定されている付加価値税の引上げ(12→13%)等から上昇テンポは若干加速

#### ◆西ドイツ、雇用促進法改正案を閣議決定

1. 西ドイツ政府は11月21日、職業訓練の拡充、労働力の流動化促進を主な内容とする雇用促進法改正案を閣議決定した。同改正案の概要は以下のとおり。

(1) 職業安定所は労働力の流動性を促進するため以下の措置を指示できる。なお指示の妥当性は、失業者、支払側双方の利益を比較考量して判断されるが、そのほか、失業者の職歴、家族の状況、失業の期間および一般労働情勢にも配慮しなければならない。

イ. 求職者の希望する職種をあっせんすることが困難な場合には、低賃金の職場への就職を求めることができる。

ロ. 失業者の希望する職種に求人がない場合には、週末のみ帰宅可能な遠隔地の職場への就職や、その就職のための転居を求めることができる。ただし、就労配偶者を有する失業者については、転居先で配偶者も短期間のうちに、これまでと同等の条件の職業につきうる場合にのみ、転居を求めることができる。

(2) 現在失業者の約60%が職業訓練を受けていない実態にかんがみ、職業訓練制度を拡充する。専門技術者が不足している分野の職業訓練を受ける者に対しては、前職における純所得の80%を支給する。

(前年比78年2~2.5%、79年3%)する見通しである。

## (2) 政策提言等

イ. 持続的な景気回復を確保するため、明年的賃上げ率は極力本年以下に抑制することが望ましい。今後の景気回復の程度と持続性のかぎを握っているのは、賃上げの帰趨であるという点に労使双方とも十分留意すべきである。この際、企業の長期投資計画策定を容易にするため、賃金協定の期間延長も考慮に値する。

ロ. これまでの財政支出拡大は、内需を中心とする自律的な景気上昇のための橋渡しの役割を果たしてきたが、現在の物価の落着きを維持し、民間経済のダイナミックスを確保するためには、今後は漸次控えめなものとしていく必要がある。今夏決定をみた財政面からの景気刺激策の効果はその相当部分が明年も顕現化するものと予想されるため、財政面からのこれ以上の追加刺激策は当面必要ない。潜在国民総生産に対する財政赤字額の比率は62~67年の1.5%から74~79年には3.5%にも達しており、今後財政赤字を段階的に圧縮していく必要があるが、その際租税政策については、個々の税率変更もさることながら中期的な租税構造を明確に提示することが必要である。

ハ. 金融政策については、本年の中央銀行通貨量は10%以上の高い増加率となろうが、今後ブンデスバンクは増加テンポを徐々におとすべきである。最近の為替市場の動向からみて、通貨供給量の目標値設定には種々の困難が伴うことは理解できるが、物価安定を引き続き確保するため、明年的目標値としては年平均ベースで8~9%、年末までには約6%(物価上昇率3%+潜在成長率3%)程度とすることが望ましい。

ニ. 欧州通貨制度(EMS)に関しては、現在のEC加盟国の物価上昇率格差等を考慮すると、その創設は物価安定政策遂行上あまりにも危険が大きい。介入点の変更を例にとっても、各国との協議が必要な以上、弾力的な変更がスムースに行われるとは思われず、結局は西ドイツの通貨供給量が増加することとなろう。この場合、ブンデスバンクの金融政策の有効性が著しく損われることは明らかである。本来西ドイツがフロート制そのものに反対する理由はない。フロート制のもとで、西ドイツは絶えずフロート・アップ圧力を受けてきたのは事実であるが、それは同時に予期された以上の物価安定をもたらした点に留意すべきである。

2. 本報告に対する反響をみると、経済専門委員会が特に強調している明年的賃上げ抑制については、「賃金コストの圧縮を通じる民間設備投資の回復が今後の西ドイツ経済の安定成長実現のためのかぎである」(西ドイツ産業連盟<BDI>、商工会議所<DIHT>)としてこれを積極的に歓迎する向きが多い。また政府では「西ドイツ経済の改善の基本的な要件は、現在の設備投資環境の不安定性を早期に是正することである」(ラムスドルフ経済相)としている。財政支出の拡大の是非については、大蔵省、経済省とも「今後さらに追加的景気刺激策を採用することはもはや不必要である」として、同委員会の提言を強く支持している。

## 西ドイツ経済専門委員会の79年経済見通し

(実質ベース、前年比増加率・%)

G	N	P	3.5~4.0
個 人 消 費			3.5
政 府 消 費			2.5
設 備 投 資			6.5
輸 出			4.0
輸 入			6.0
C P I			3.0
企 業・財 産 所 得(名目)			7.5
非 自 営 労 働 所 得(%)			6.5

## ◆フランス銀行総裁の留任決定

フランス銀行クラピエ総裁は11月9日、引続き総裁の職にとどまるこことを明らかにした。

フランス銀行総裁は、フランス銀行法上は任期、年齢とも全く制限はないが、同行の慣例として満65歳に達した時点で辞任する扱いとされてきており、クラピエ総裁は本年11月9日に満65歳に達するため、辞任することもありうるとみられていた。しかし、欧州通貨制度の創設等国際通貨情勢の重大な局面に対処するため10月30日、シスカールデスタン大統領が同総裁の1年間留任を要請したことから今回の決定に至ったものである。

## ◆フランス、第3次補正予算案を閣議決定

1. フランス政府は11月15日、1978年度(会計年度は1~12月)第3次補正予算案を閣議決定した。今次補正予算編成は、公務員給与、雇用対策関係費等の増額、および法人税・付加価値税等を中心とする税収の不足が不可避となったことに伴う措置である。

今次補正予算案の概要は次のとおり(注)。

## (歳出増)

- ① 雇用対策および公務員給与引上げ等…78億フラン  
 ② 国営企業援助増額……15億フラン

## (歳入減)

歳入見積り減額(法人税、付加価値税等)  
 .....79億フラン

(注) 本年度中の補正予算編成状況

(単位・億フラン・%、カッコ内は閣議決定日)

	当初予算 (77年9月7日)	第1次補正 (78年5月12日)	第2次補正 (78年9月21日)	第3次補正 (78年11月15日)
確定 収支	歳出額① 3,983	+42.8	+30 鉄鋼業界等で これまで措置	+100
	歳入額② 3,897	+42.8	—	△ 79
	収支じり (①-②) △ 86	—	△ 30	△ 179
暫定収支じり	△ 3	—	—	—
総収支じり (補正後累計)	△ 89	△ 89	△ 119	△ 298
名目GDP<政府見込>に占める ウェイト	0.5	0.5	0.6	1.4

2. 今次補正措置につき政府では、「第3次補正予算編成により財政赤字幅は拡大したものの、名目GDPに対する比率(1.4%)は周辺諸国に比べ低水準であり、そのファイナンスは、マネーサプライの増加率が名目GDP成長率(78年12.7%)を上回らない範囲内で行いうるものと考えている」と説明している。

## ◇フランス、新雇用対策を決定

1. フランス政府は11月15日、最近の雇用情勢の悪化に対処するため、新雇用対策を発表した。今次対策の概要是以下のとおりである。

(1) 法定労働時間の短縮……週当たり法定最高労働時間を現行の52時間から50時間に短縮する(注)。

(注) 事務労働者および熟練労働者の週当たり労働時間はすでに40時間となっているため、本措置の恩恵を受けるのは主として非熟練労働者である。

(2) 各種団体および政府による雇用拡大……赤十字、美術館等各種団体は5,000人の追加雇用を実施(婦人および若年労働者を優先)し、政府も事務系労働者1,000人(50歳以上の高齢者で過去1年間失業中の者を対象)の追加雇用を図る。

(3) 海外移転費用補助……フランス企業ないしはその海外子会社に採用され、海外での労働に従事することになった者に対し、その移転に必要な費用を国庫が補助する。

(4) 失業手当支給範囲の拡大……失業後、自ら企業を創設する者に対して、創設後6か月間を限度に新たに失業手当の継続支給を認める。

(5) パート・タイマー供給会社を対象とした保険機構の創設……パート・タイマー供給会社に関し、当該会社が経営難に陥った場合でも給与および社会保険料の支払を保証するため強制保険機構を創設する。

2. 今次措置の反響をみると「新雇用対策は現在の厳しい雇用情勢に対処するには極めて不十分であり、さしたる効果は期待できまい」(ル・モンド紙等)と見る向きが多い。

## ◇フランス、市中銀行短期貸出基準金利を引下げ

1. 商工業銀行(Crédit Industriel et Commercial)は11月29日、短期貸出基準金利を0.1%引下げ(8.90→8.80%)12月1日以降実施する旨発表、その他市中銀行も翌30日、これに追随(8.90→8.80%、12月1日以降実施)する旨発表した。今次引下げは、7月1日の0.25%引下げ(9.30→9.05%)、9月4日の0.15%引下げ(9.05→8.90%)に次ぐ本年3回目のものである(引下げ幅通計0.5%、7月号および9月号「要録」参照)。またこれに伴い一連の貸出金利も同率引下げられた。

2. 今回の措置について、フランス銀行協会では、「今回の決定は、最近のコール・レートの低下傾向にかんがみ決定されたものである。この程度の小幅利下げでは産業界に強い不満の念が残ることは十分承知しているが、貸出規制により貸出量の拡大が制約されていること、10月に預金準備率が引上げられたこと(2→4%、11月号「要録」参照)、また79年初から金融機関貸出に対する課税が新設される可能性が大きいこと(注)等を勘案すれば、大幅利下げを行うことは、銀行収益面からみて到底困難である」と説明している。

(注) 現在、79年度予算案の一部として審議中、10月号「要録」参照。

## ◇英国政府、マネーサプライ増加率目標値を発表

ヒーリー蔵相は11月9日、1978年10月央以降1979年10月央(注)まで1年間のマネーサプライ(ポンド建M<sub>3</sub>)増加率目標値を、78年4月央~79年4月央の目標値と同様、8~12%(10月央残高比)とする旨発表した。英国のマネーサプライ増加率目標値については、本年度から向う一年間の見通しについて6か月ごとに見直すローリング方式が採用され、今回初めてその見直しが行われたものである。

(注) 英国では毎月第3水曜日が、銀行計数報告日(make-up day)と定められており、マネーサプライ統計はこの月央計数をもとに作成される。

## ◇英蘭銀行、最低貸出歩合を引上げ

1. 英蘭銀行は11月9日、最低貸出歩合(MLR: minimum

lending rate)を2.5%引上げ、12.5%とする旨発表した。同行の最低貸出歩合引上げは6月8日の1%引上げ(9→10%、7月号「要録」参照)以来の措置であり、今次引上げ幅(+2.5%)は73年7月(+2.5%引上げ)以来の大幅なものである(なお、本措置の背景等については「国別動向」参照)。

## 2. 本措置に関する同行の公式声明文の要旨は次のとおり。

「海外金利の高騰および国内金融市场の先行き不透明感を映じて、最近数週間のうちに短期市場金利が約2%上昇したが、本日最低貸出歩合を引上げることによりこれを追認するとともに、マネーサプライ抑制を継続していくうえで適当と思われる短期金利の水準が達成されることをねらったものである。」

## ◇英国、住宅金融協会、不動産抵当貸付金利および出資金配当率の引上げを発表

1. 住宅金融協会連合会は11月10日、不動産抵当貸付金利の引上げ(9.75→11.75%<新規貸付分は即日実施、既往貸付分は12月1日以降実施>)、および出資金配当率の引上げ(6.7→8.0%<12月1日実施>)を決定、傘下住宅金融協会に対し勧告した(注)。

(注) 最近の住宅金融協会関係金利の推移は次のとおり。

	77/10月	77/11月	78/2月	78/7月	78/12月
出資金配当率(%)	6.7	6.0	5.5	6.7	8.0
不動産抵当(%)	9.5	9.5	8.5	9.75	11.75

2. 今回の措置の発表に当たり、Stow 同連合会理事長は「今次措置は最低貸出歩合や市中銀行の貸出基準金利引上げの動きに追随したものであり、不動産抵当貸付金利の引上げ幅を2%とやや大幅なものとしたのは、金利の頻繁な変更を避けるためであり、これにより少なくとも向こう3か月間は現行金利水準を維持し得よう」と説明している。

今次措置に対する反響をみると、不動産抵当貸付金利引上げが住宅建設に及ぼす悪影響を懸念する向きが多く、政府でも「こうした高金利が長く続かぬよう期待したい」(Shore 環境相<住宅担当>)と述べている。

## ◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を引上げ

1. ロンドン手形交換所加盟大手4行のうち National Westminster 銀行は11月13日、貸出基準金利(base rate)を1.0%、通知預本金利を1.5%それぞれ引上げ、翌14日以降実施する旨発表した。これに追随してその他3行(Barclays, Midland, より Lloyds)も11月14日、貸出基

準金利を1.0%、通知預本金利を1.0%(Barclays, Midland)ないし1.5%(Lloyds)それぞれ引上げ、翌15日以降実施する旨発表した。この結果、大手4行の貸出基準金利および通知預本金利は、次のとおり同水準で足並みがそろうこととなった(カッコ内は変更前)。

	貸出基準 金利	通知預金 利	実施日
National Westminster	12.5%(11.5%)	10.0%(8.5%)	11/14
Barclays	〃(〃)	〃(9.0%)	11/15
Midland	〃(〃)	〃(〃)	〃
Lloyds	〃(〃)	〃(8.5%)	〃

なお、今次引上げによりロンドン手形交換所加盟銀行は、11月上旬の貸出基準金利等引上げ(11月号「要録」参照)と合わせて約2週間のうちに、貸出基準金利を2.5%、通知預本金利を3.0~3.5%引上げたこととなる。

2. 今次引上げにつき National Westminster 銀行では「英蘭銀行の最低貸出歩合引上げおよびそれに伴う短期市場金利の一層の上昇等を考慮したもの」とコメントしている。

## ◇英国政府、IMFスタンダード・バイ取決めおよびバーゼル協定に関する方針を表明

英国政府は11月21日、議会答弁書において、明年初に期限切れを迎える「IMFスタンダード・バイ取決め」(極度額33.6億SDR、期間52年1月3日から54年1月2日、52年2月号「要録」参照)および「ポンド残高処理に関する第3次バーゼル協定」(極度額30億ドル、期間52年2月8日から54年2月7日、52年2月号「要録」参照)については、期間満了後の延長は申請しない方針を明らかにした(注)。

なお、今次政府方針は、高水準の外貨準備(10月末159.7億ドル)を背景にポンド相場の安定が一応達成されたことによるものとみられている。

(注) 「IMFスタンダード・バイ取決め」に基づく資金の引出しは76年8月に1,640百万SDRにのぼったが、その後引出しあはなく、本年10月末に至り156百万SDRを返済したため(11月号「要録」参照)、現在引出し残高は1,484百万SDRであり、また「第3次バーゼル協定」に基づく引出しあは一度も発動されていない。なお、年初来の対IMF引出し残高推移は次のとおり。

	53年1月 1日残高 (第1回) リザーブ・トランшу	53年1月 (第2回) (返済額) オイル・ファシリティ	53年10月 31日残高 (返済額)
リザーブ・トランシュ	700 (102)	(598)	—
オイル・ファシリティ	1,000 (—)	(—)	1,000
第1次クレジット・トランшу	700 (700)	(—)	—
スタンダード・バイ	1,640 (—)	(156)	1,484
合 計	4,040 (802)	(754)	2,484

(単位：百万SDR)

#### ◇イタリア、為替管理の小幅緩和を実施

1. イタリア政府は11月18日、居住者外貨建預金の預入期間を従来の「貸記日より7日以内」から「貸記日より15日以内」に延長、翌19日以降実施する旨発表した。当該預入期間は、1976年の緊急リラ対策の一環として2度にわたり短縮され(51年3月号および6月号「要録」参照)、それ以降据置かれていたものである。

2. 今回の措置は、最近における国際収支の好調、外貨準備の高水準を背景にリラ相場が堅調に推移している状況にかんがみとられたものとみられている。

#### ◇スイス政府・中央銀行、米国ドル防衛策に対する共同コミュニケを発表

スイス政府およびスイス中央銀行は、11月1日、米国のドル防衛策(別項「要録」参照)を歓迎し、これを積極的に支持する共同コミュニケを発表した。概要は以下のとおり。

- (1) 連邦政府ならびにスイス中央銀行は、米国のインフレ対策およびドル強化のための総合対策に大いに満足している。
- (2) 為替市場の秩序を回復すべくとられた種々の対策については、スイスとしても積極的に支持する所存である。
- (3) スイス中央銀行は、ニューヨーク連邦準備銀行とのスワップを現行の14億ドルから40億ドルに増やすことに同意した。さらにスイス中央銀行は、国際決済銀行を通じて米国財務省から325百万SDRをスイス・フラン対価で受領することとする。これらの措置により、米国連邦準備制度の為替市場介入の余地は著しく拡大する。スイス中央銀行は、さらにスイス・フラン建て米国財務省証券の引受けに原則として応じる用意がある。引受けの条件等については、米国当局との協議が必要である。
- (4) 米国、西ドイツ、日本、スイスの中央銀行は、米国のドル防衛策を臨機に支援するため、協調的な為替市場介入を強化するつもりである。
- (5) 連邦政府ならびにスイス中央銀行は、こうした行動が所期の効果を挙げ、スイス経済にとって喫緊の課題である為替相場体系の正常化につながるものと確信している。

#### ◇スイス、輸出産業等に対する為替リスク保証措置を発表

1. スイス中央銀行は11月8日、スイス・フラン高騰対策(11月「要録」参照)の一環として、具体的な内容が検討

されていた輸出産業等に対する為替リスク保証措置に関し、その概要を次のとおり明らかにした。

##### (1) 対象業種および通貨

イ. 経常取引(注)により適法に外貨を取得する輸出産業、観光業等サービス産業(以下輸出業者等という)

(注) いわゆる金融取引は対象外。

ロ. 対象通貨はとりあえず、米ドルおよびドイツ・マルク

##### (2) リスク保証措置

###### イ. 輸出業者等と市中銀行との間の先物取引

輸出業者等は、輸出成約等により将来外貨を取得することが確実となる以前において、予想される外貨取得額につき市中銀行と任意の期間の先物売予約を行うことができる(取引条件は全く市場ベース)。

###### ロ. 輸出業者等とスイス中央銀行との間の先物取引

(イ) 輸出業者等は、上記先物予約額と将来実際に取得する外貨額との差額についてのリスクをカバーするため、スイス中央銀行との間((イ)の取引を行った市中銀行を経由)で同予約額の40%を限度として為替買予約(レートは(2)のレートと同一)を行うことができる。ただし、同予約額は2,500米ドルないし5,000ドイツ・マルク以上とする。

(ロ) 予約期間は3か月以上2年以下とする。

(ハ) 輸出業者等は、本取引に際しスイス中央銀行に対して、予約額に応じた手数料(注)を支払う。

(注) スイス中央銀行との買予約額 が市中銀行との売予約額の	四半期当たり、 買予約額の
10%以下の場合	0.125%
10%超20%以下の場合	0.2%
20% " 30% " の場合	0.3%
30% " 40% " の場合	0.5%

(エ) 本先物予約実行のオプションは輸出業者等にあらる(注)。

(注) 輸出業者等は仮に売予約実行日の米ドル(ないしはドイツ・マルク)直物レートが契約日の先物レートより上昇(スイス・フラン安)している場合には、スイス中央銀行との買予約を実行して必要な米ドルを調達し、また米ドルが下落している場合は、同中央銀行との買予約を解除し、市場で必要な米ドルを調達することができる。

##### (3) 実施日

本年12月1日以降。なお、本措置実施に伴い、従来時計、繊維等特定の輸出産業に限定してとられていた保証措置(51年11月号「要録」参照)は廃止する。

2. 本措置につき、スイス中央銀行は「これにより、輸出業者等は、通貨不安下でも採算見通しがたちやすくなると期待されるが、本措置はあくまでも市場メカニズムにのっとった措置であり、輸出業者等に対する補助金支出等の直接措置は回避し得よう。また本措置の対象通貨

であるドイツ・マルクを最終的にどこで調達するかが問題であり、この点については、今後ブンデス銀行となんらかの協議が必要となる可能性がある」とコメントしている。

#### ◇スイス中央銀行、債券取得規制措置の一部を改正

スイス中央銀行は11月15日、非居住者の債券取得規制を一部改正し、非居住者がスイスにおける投資信託の受益証券売却代り金により、スイス国内証券を購入することを禁止する(即日実施)旨発表した。

非居住者の投資信託(国外への投資が80%以上のもの)への参加は、2月27日非居住者の債券取得規制が強化され原則禁止となった際、その例外の一つとされ(3月号「要録」参照)、その後10月1日の同規制緩和措置に伴い、非居住者は上記投資信託の受益証券を売却し、その売却代り金により無制限にスイス国内証券を購入することを認められていたものである(11月号「要録」参照)。

2. 今次措置につきスイス中央銀行では「本措置は、このたび禁止されることとなったファシリティの使用があまりに多額にのぼったことに対処するために採られたもの」と説明している。

#### ◇ポルトガル、新内閣成立

ポルトガルでは11月18日、ダコスタ内閣<sup>(注)</sup>の国会不信任のあとを受けて、ピント新内閣が成立した。新内閣の主要閣僚は以下のとおりであるが、前内閣同様、テクノクラート中心の無党派内閣となっている。

##### 主 要 閣 僚

首 相 Carlos Alberto da Mota Pinto  
(第一次ソアレス内閣通商・観光相)

副首相(財務企画相兼任) Jacinto Nunes

(貯蓄銀行<Caixa Geral de Depósitos>総裁)

国防相 Loureiro Dos Santos(陸軍中佐)

内務相 Gonçalves Ribeiro(留任)

法務相 Eduardo Correia(Coimbra大学教授)

外務相 Freitas Cruz(NATO大使)

<sup>(注)</sup> ダコスタ内閣は第2次ソアレス内閣の崩壊のあとを受けて8月29日に成立したが、国会の承認が得られず短命に終わった(9月号「要録」参照)。

## アジアおよび大洋州諸国

#### ◇韓国、越冬物価対策発表

韓国政府は11月1日、石炭、石油等の需要期を控え、これら物資の安定的供給と価格安定を図るため、越冬物価対策(対象期間78年11月～79年2月)を発表した。

概要は以下のとおり。

1. 政府は石炭、石油供給の変動を防止するため、石炭については3日分、灯油、軽油、C重油については10～20日分を非常用として備蓄する。
2. 民生用石炭の供給円滑化を図るため、非民生用暖房には石油の使用を義務づける。
3. 石炭の使用が困難な一部農村については、薪の供給増をはかるため首長の指導の下、11月15日から12月31日の期間に917万トン相当の山林を伐採することを認める。
4. 石炭、石油等の鉄道輸送を円滑化するため毎日1,100両の貨車を配車する。
5. 物価監視班を編成し(ソウルに17班、全国市、郡には1班以上)、出荷調整、売惜しみなどの行為を監視する。

#### ◇台湾、長期経済計画を修正

台湾当局は11月16日、経済建設6か年計画(1976～81年)を修正し、計画最終年である81年の目標を別表のとおり改正する旨発表した。

これは、台湾経済が、1976、77年と緩やかな回復を示したあと、78年には輸出急増を主因に著しい拡大をみるなど、6か年計画の半ばで、すでに当初計画をかなり上回る経済拡大をみており、今後3年間についても、輸出の継続的かつ安定的な伸びと12項目建設<sup>(注)</sup>を中心とする公共投資の活況に支えられ、年平均実質成長率は6か年計画の当初目標(年平均7.5%)を上回るとみられるに至ったためである。今回の改訂では、実質経済成長率が年平均8.5%、計画最終年の1人当たり国民所得(名目)が当初計画の1,400ドルから2,015ドルに引き上げられている。

なお物価については当初の6か年計画(5%)を変えていない。

<sup>(注)</sup> 10大建設の完成に引き続き実施(1978年7月～1988年)されているもので、道路、鉄道建設、公共住宅建設が中心。総投資額は2,180億元の予定。

新主要経済目標は次のとおり。

### 台湾の主要経済実績ならびに目標

	単位	1975年 実績	1978年 実績見込み	1981年目標		年平均伸び率(%)	
				修正目標	当初目標	修正目標 (79~81年)	当初目標 (76~81年)
実質 G N P	億元	5,473	n.a.	10,649**	8,598***	8.5	7.5
GDPの産業別内訳	農林水産業	構成比・%	13.8	10.4	8.7	10.4	2.5
	鉱工業		43.7	47.2	51.2	47.5	9.0
	うち鉱業		1.1	n.a.	n.a.	0.8	1.0
	製造業		35.2	n.a.	n.a.	39.2	9.5
	建設		4.6	n.a.	n.a.	4.6	7.8
	公共事業		2.8	n.a.	n.a.	2.9	8.3
	サービス・その他		42.5	42.4	40.1	42.1	7.3
1人当たり G N P	ドル(名目)	700	1,318*	2,015	1,400	12.2	12.3
輸出 輸入 収支(△)じ り	億ドル (名目)	53.1 59.5 △ 6.4	112.0 100.0 6.0	172.0 170.0 2.0	155.2 154.9 0.3	15.4 19.3 —	19.6 17.3 —

\* 計画、\*\* 1977年価格、\*\*\* 1975年価格。

### ◇台湾、預金準備率を引上げ

中央銀行は11月20日、当座預金と普通預金の預金準備率を5%引上げる(定期預金、貯蓄預金については据置)旨決定、11月21日から実施した。これは、最近の内外需好調を背景としたマネーサプライの増加(M<sub>2</sub>、前年同期比、6月末+28.5%→9月末+32.6%)を抑制し、物価安定を図るためにとられたもの。

新しい預金準備率は次のとおり(単位・%、カッコ内は旧預金準備率)。

当座預金 30 (25)

普通預金 28 (23)

なお定期預金、普通貯蓄預金、定期貯蓄預金については、それぞれ13%、17%、11%で据置き。

(注) 台湾の預金準備率は、75年7月の銀行法改正に伴い、体系が改められたが、今回の変更は改正後初めてのもの。

### ◇香港、預貸金利を引上げ

香港の英系主力2行(香港上海、チャータード)は11月7日、貸出プライム・レートを1.5%引上げ8.75%とする旨発表、11月9日から実施した。これは、①最近の不動産、建設ブームに伴う景気過熱傾向から資金需要が引き続き旺盛で、先月の貸出金利引上げにもかかわらず、依然コール・レートと貸出プライム・レートとの逆さや現象が続いていること、②米国のドル防衛策実施(11月1日)等を映じて香港ドル相場が下落傾向を示していること、等に対処したものとみられている。

一方、これに伴い為替銀行協会(Exchange Banks' Association)は預貸金利を1%の幅で引上げる旨決定、同じく11月9日から実施した。

今回の預貸金利引上げは、5、7、10月に続き本年4回目の措置。

本年初来の預貸金利の推移は次のとおり(単位・%)。

	年初	5月 1日	7月 17日	10月 30日	新金利 11月9日
貸出プライム・レート	4.75	→ 5.5	→ 6.0	→ 7.25	→ 8.75
普通預金	1.75	→ 2.25	→ 2.5	→ 3.5	→ 4.5
通知預金	—	2.25	→ 2.5	→ 3.5	→ 4.5
定期預金					
3ヶ月もの	1.75	→ 2.25	→ 2.5	→ 3.5	→ 4.5
6ヶ月もの	3.0(注)	→	3.25	→ 4.25	→ 5.25
12ヶ月もの	4.0	→	4.75	→ 5.75	→ 6.75

(注) 香港上海銀行とチャータード銀行の金利は、為替銀行協会協定金利比0.75%安の2.25%に設定されていたが、7月17日の引上げ時には協定金利の水準にそろえられた。

### ◇香港の中国系銀行、元建預貸金利引上げ

香港の中国系銀行(中国銀行香港支店を含む13行)は11月13日、香港地場預貸金利の2回にわたる引上げ(10月26日、11月9日)に対応して、人民元建預貸金利の再引上げ(前回は10月16日<11月号「要録」参照>)を実施した(引上げ幅0.125~0.875%)。

新預金金利は次のとおり(単位・%、カッコ内は旧金利)。

3か月もの	4.25 (4.0)
6か月〃	5.375(4.75)
1年〃	6.5 (6.0)
2年〃	7.375(6.5)
3年〃	7.375(7.0)

#### ◇タイ、為替レート決定方式を変更

タイ中央銀行は11月1日、同国通貨バーツの為替レート決定方式を、本年3月以降採用してきた通貨バスケット方式(4月号「要録」参照)から、市場の実勢に応じて毎日1回為替レートを決定・公表する daily fixing rate 方式に変更することとし、即日実施した。新方式の概要は次のとおり。

- (1) 為替レート決定のための会合は日曜・祭日を除く毎日午前8時からタイ中銀で開催する(タイ中央銀行の為替平衡基金が主宰)。
- (2) 会合には地場および外国の商業銀行全30行が参加し、希望のレートを提示する。
- (3) 提示された各レートを為替平衡基金が調整、その日の為替需給が一致するレート(fixing rate)を決定する。
- (4) レート決定に際しては、まずバーツの米ドルに対する為替レートを決定し、その後、他の6か国通貨(注)とのクロス・レートを算出する。

(注) 英ポンド・西ドイツマルク・日本円・シンガポール・ドル、マレーシア・ドル、香港ドル。

- (5) fixing rate の決定は午前8時30分までに終了し、fixing rate を公表、終日そのレートで取引を行う。

同国では本年3月、米ドル相場の急落に対しバーツの対外価値の安定を維持するため、米ドル・リンク固定相場制から通貨バスケット方式へ移行していたが、今回の措置についてタイ中央銀行のSnoh 総裁は「バーツの対外価値の維持に一段と柔軟性を付与することが目的であり、実施時期を11月1日としたのは、季節的にみて農産物輸出が本格化し、為替取引量も増大に向うことを考慮したものである」とコメントしている。

#### ◇マレーシア、金利規制の緩和等を発表

マレーシア政府は11月20日、金利規制の緩和等の措置を発表した。同措置の概要は次のとおり。

- (1) 従来マレーシア中央銀行により規制してきた商業銀行の預貸金利を自由化する(ファイナンス・カンパニーについては1973年8月以降自由化済み)。ただし、

グミプラ(マレー人)企業、小企業、個人住宅建設向け貸出金利には引き続き最高金利(現行年10%)を設定。

- (2) 銀行引受手形(BA)および譲渡可能定期預金証書(CD)の2つの新金融手段を導入。
- (3) 非居住者の金利収入に対する15%の源泉課税を廃止。

本緩和措置は、金利自由化等を通じて同国経済発展のために必要な資金を確保するとともに、金融制度の近代化推進をも併せてねらったもので、金融調節面でも、今後は、直接的な金利規制に代え、商業銀行の流動性比率、預金準備率ないしは金融市場への介入などが重視されることとなるものとみられている。

#### ◇シンガポール、金先物取引所を設立

シンガポール政府は10月31日、現行の金直物取引所に加え、新たにアジア・大洋州地域では初の金先物取引所を創設する旨発表した(11月22日発足)。金先物取引所の概要は次のとおり。

- (1) 取引所の運営は Gold Exchange of Singapore Limited が行う。
- (2) 取引所のメンバーは10社(うち商品取引専門業社5社、銀行(注)<地場4行、外銀1行>の子会社5社)

(注) Development Bank of Singapore, Oversea Chinese Banking Corporation, Overseas Union Bank, United Overseas Bank, Bank of Nova Scotia

- (3) 同取引所の設立に伴う取引決済のために、シンガポール金取引清算所(Singapore Gold Clearing House)を前記地元銀行の支援により設立。
- (4) 取引単位は1オンス当たり米ドルで行われ、最低取引単位は100オンス。

同国では1974年以来、シンガポール商業会議所(Singapore Chamber of Commerce)が商品取引拡大の見地から金先物取引所の設立を検討してきたが、東南アジアの金融センターとして各種商品取引の拡充にも意欲を示しており、今回の措置はそのワン・ステップとみられている。

#### ◇インドネシア、ルピアの大額切下げおよび為替レート決定方式の変更を実施

インドネシア政府は11月15日、同国通貨ルピアの対米ドル・レートを大幅に切下げる(33.6%、IMF方式)とともに、為替レート決定方式を従来の米ドル・リンク固定相場制(1971年8月以降採用)から通貨バスケット方式へ変更する旨発表、翌16日より実施した。ルピアの対米ドル・レートは次のとおり。

新	旧	切下げ率 <IMF方式>
1米ドル=625ルピア	1米ドル=415ルピア	33.6%

今回の大幅切下げは、同国73年来の2けたインフレ持続により頃来の米ドル下落にもかかわらずルピアの対米ドル・レートが overvalue されており、また同国輸出の大宗を占める原油輸出が生産頭打ち等から前年を下回る状態になっているところから、農産物および製造業製品等原油以外の輸出拡大を促進するとともに、国内景気浮揚にも資するため実施されたもの。また、通貨バスクット方式への移行は、主要貿易相手国通貨に対するルピアの価値を今後安定化させていくための措置とみられている。

#### ◇フィリピン、わが国から第7次円借款導入

わが国の対フィリピン第7次円借款の交渉がまとまり、11月7日、次のような交換公文に調印した。

金額 325億円(うちプロジェクト援助300億円、商品援助25億円—いずれも海外経済協力基金を通じ供与)

償還期間 30年(うち据置10年)

金利 年3.25%

対象プロジェクト 漁港施設建設、空港保安施設建設、地方上下水道建設、マニラ北方道路改修、西部レイテ道路改修等

わが国の対フィリピン円借款は、69年以降これまで6次にわたって行われてきたが、今次借款では、①償還期間等が延長されたこと(償還期間25年→30年、うち据置期間7年→10年)、②従来、資機材および役務の調達先としてはわが国および開発途上国に限られていた(いわゆる LDC untying)が、今回からは調達先等の制限が取りはずされたこと(いわゆる general untying)、など受入国側における各種制約がかなり緩和された点が特徴。なお、今次借款を含め、わが国の対フィリピン円借款供与総額は1,639億円(片道ベース)となった。

#### ◇インド、ルピーの対英ポンド中心レートを切上げ

インド準備銀行は11月20日、同国通貨ルピーの対英ポンド中心レート(middle rate)を1英ポンド当り16.35ルピー(10/30以降)から16.15ルピーへ1.2%(IMF方式)切上げ、即日実施した。

今回の措置は、前回の切下げ(10/30)以降、米国のドル防衛策等により、英ポンドが米ドルに対し下落(10/30~11/20間で-7.9%)し、これにつれてルピーも切下った形となつたため、これを調整するためにとられたもの。

なお、インドでは5月24日のルピーの対英ポンド切上げ(7月号「要録」参照)以降、米ドルの下落局面で生じた英ポンドの対米ドル・レート上昇(5/24~10/30間で

+15.5%)に対処して4回にわたりルピーの対英ポンド切下げを実施している。

対英ポンド中心レート(1英ポンド当り)の推移は以下のとおり。

レート変更実施日	対英ポンド中心レート	旧レート比(IMF方式)
5月24日	15.35ルピー	+2.6%
7月31日	15.55 ヶ	-1.3 ヶ
8月16日	15.75 ヶ	-1.3 ヶ
10月18日	16.00 ヶ	-1.6 ヶ
10月30日	16.35 ヶ	-2.1 ヶ
11月20日	16.15 ヶ	+1.2 ヶ

#### ◇パキスタン、円借款を導入

パキスタン政府は11月15日、わが国政府との間で円借款供与につき合意した。本借款の主な内容は次のとおり。

金額 180億円(海外経済協力基金を通じ供与)

償還期間 30年(うち据置10年)

金利 年3.5%

用途 船舶建造資金(新造貨物船7隻のうち6隻<各1.5万トン>は日本で、1隻は国有カラチ造船所で建造)

同国では、先進海運国によって独占されている海運同盟の一方的運賃値上げ決定等に対抗する目的で、同国周辺のスリランカ、バングラデシュ等と共同で海運グループの結成を計画しており、今回の円借款導入は、その具体的の一歩とみられている。なお、同国は、全部で16ないし17隻の船舶を建造する計画で、韓国、デンマーク等諸外国とも交渉中。

#### ◇ネパール、円借款を導入

ネパール政府は11月21日、わが国の海外経済協力基金との間で円借款契約に調印した。契約の主な内容は次のとおり。

金額 10億円強

償還期間 20年(うち据置10年)

金利 年2.75%

用途 クリカニ水力発電所の発電設備買付けのための資金

同水力発電所建造計画については、すでに76年3月、海外経済協力基金が、IDAおよびクウェート政府との協融として30億円の円借款(金利年2.75%、償還期間30年<うち据置10年>)を供与しているが、その後の機材の値上がり等で資金不足を來し、今回の円借款契約調印と

なったもの(なお、本借款のほかに、わが国政府から2億円が同目的のため贈与される)。

#### ◇豪州、当座貸越金利を引下げ

豪州準備銀行は11月1日、76年2月以来据置かれていた主要商業銀行の小口当座貸越(10万豪ドル未満)最高金利(注)を10.5%から10.0%へ引下げるとして発表し、即日実施した。

今回の引下げは、景気の落込み回避をねらいとしたもので、金利引下げ措置としては本年2月の住宅貸出金利等の引下げに続くもの。

(注) 同國の商業銀行貸出は主に当座貸越のかたちをとっており、公定歩合のない同國においては同最高金利の変更が公定歩合操作に相当するものとされている。

#### ◇豪州、州政府による外貨調達を許可

豪州借入評議会(注)は11月6日、インフラ整備等大型プロジェクト建設資金として総額17.7億豪ドルに上る州政府の外貨調達を許可した。

概要是次のとおり。

##### (1) 主要許可案件

ダンピアーパース間ガスパイプライン(西オーストラリア州、所要額416百万豪ドル)  
ロイヤング火力発電所(ヴィクトリア州、同343百万豪ドル)  
レッドクリフ石油化学プラント(南オーストラリア州、同186百万豪ドル)  
等12件

##### (2) 外貨調達計画

1978/79年度(78年7月~79年6月)、158百万億ドル。

1979/80年度、393百万豪ドル。

以後1985/86年度まで各年2~3億ドル程度調達する予定。

州政府の外貨調達は1920年代の不況時に一部の州が対外債務返済不能に陥り、連邦政府がこれを肩代りして以来約半世紀にわたり禁止されてきたが、国際収支の悪化に対処するとともに、民間資源開発投資を促進し景気を刺激するねらいもあって、今回、各州政府より申請のあった12件のプロジェクトにつき一括許可を与えたもの。

(注) 連邦および州政府(各々の政府機関を含む)による借款の調整を行う機関で、借入実行にあたっては同評議会の承認が必要。連邦および各州政府の代表により構成されているが、州政府の資金不足は国家予算の支出により補てんされているため、連邦政府の發言力が強い。

## 共産圏諸国

#### ◇ソ連、農・畜産物の国家買入れ価格引上げ率を発表

党中央委員会および閣僚會議はこのほど、本年7月の党中央委員総会の決定(いわゆるブレジネフの新農業政策<8月号「要録」参照>)に基づき、農・畜産物の国家買入れ価格の引上げ率(1979年1月1日より適用)を発表した。これによれば、下記のとおり引上げ率はかなり大きなもの(小売価格は据置)となっており、年間32億ルーブルの財政負担増(1979年歳出計画の1.2%)が見込まれている。

牛乳・乳製品 平均 14%

山羊・羊	〃	18%
羊毛	〃	18%
カラカル羊の皮	〃	35%
じゃかいも	〃	38%
野菜	〃	9%

#### ◇中国、1978年秋季広州交易会を開催

1978年秋季広州交易会は、10月15日から11月15日まで広州市で世界110ヶ国から39千人が参加して開催された。今回の交易会では中国側が貿易の拡大をめざして、①補償貿易方式(一種の生産物分与方式)、委託加工、デザイン・商標の指定注文等を積極的に受入れる、②商談の円滑化を図るために交渉・契約権限を北京の総公司から輸出品生産地、輸入品消費地である各地方の分公司に委譲する、③輸出品の数量、品種を増加させデザインを改良する、などの柔軟な措置を講じたことから、商談は極めて活発に行われ成約高は史上最高水準に達した(中国側発表)と報じられている。

この間わが国の成約状況をみると、輸出入ともに昨年をかなり上回ったと推計されている(日本国際貿易促進協会調べ、対中輸出約270百万ドル、対中輸入約260百万ドル)。これを輸出入品別にみると、輸出面では中国側の経済活動の活発化を映して、化学品、鉄鋼、機械、紙等が増加した。一方輸入面でも、一部農水産物(香辛料、昆布、かずのこ等)に品不足がみられたものの、大豆が大量成約をみたほか、繊維・同製品、雑貨品もかなりの成約をみた模様。

#### ◇ユーゴスラビア、1978年上半年の経済実績を発表

ユーゴスラビア政府は、このほど本年上半年の経済実績を発表した。その概要是次のとおり。

(1) 鉱工業生産は前年同期比 +8 %と本年計画目標並みの伸びとなっており、部門別では化学工業(前年同期比+16%)、食品工業(同+16%)、一般機械(同+15%)が好伸している。

(2) 農業生産は天候不順から不調の模様で、特に穀物生産量の3割強を占める小麦は5.5百万トンと不振の前年(5.6百万トン)を下回った。

(3) 貿易は対西側先進国貿易の不振(前年同期比輸出-2.7%、輸入-3.7%)から輸出入をも前年同期をわずかに下回った(同輸出-1.1%、輸入-1.0%)。この間貿易収支じりは21.7億ドルの赤字と、輸入急増から大幅赤字を記録した前年同期(21.9億ドルの赤字)並みとなった。

#### ユーゴスラビアの主要経済指標

(単位・前年<同期>比増減<->率・%)

	1977年 実績	1978年 1~6月 実績	1978年 計画
社会的総生産	7	n.a.	6~7
鉱工業総生産	9	8	7~8
農業総生産	3.3	• n.a.	3~4
固定資本投資	9.5	n.a.	8
工業労働生産性	5	n.a.	n.a.
小売物価	n.a.	n.a.	n.a.
輸出	8	- 1.1	6
輸入	30	- 1.0	n.a.